

新しい総合事業で利用できるサービス

介護予防・生活支援サービス事業

対象者

- ①要介護認定の要支援1・2の認定を受けた方
- ②基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方

サービス内容

●訪問型サービス

・介護予防訪問介護相当サービス

ホームヘルパーに訪問してもらい、調理や掃除などをいっしょに行い、利用者ができることが増えるよう支援してもらいます。

●通所型サービス

・介護予防通所介護相当サービス

デイサービスセンターで、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどが日帰りで受けられます。

・短期集中型通所サービス

生活機能を改善するための運動器の機能向上や口腔機能向上などが必要な人に、専門職の指導による短期的な指導を行います。

本人負担割合

- サービスを利用したときの本人負担割合は、所得状況により1割または2割となります。

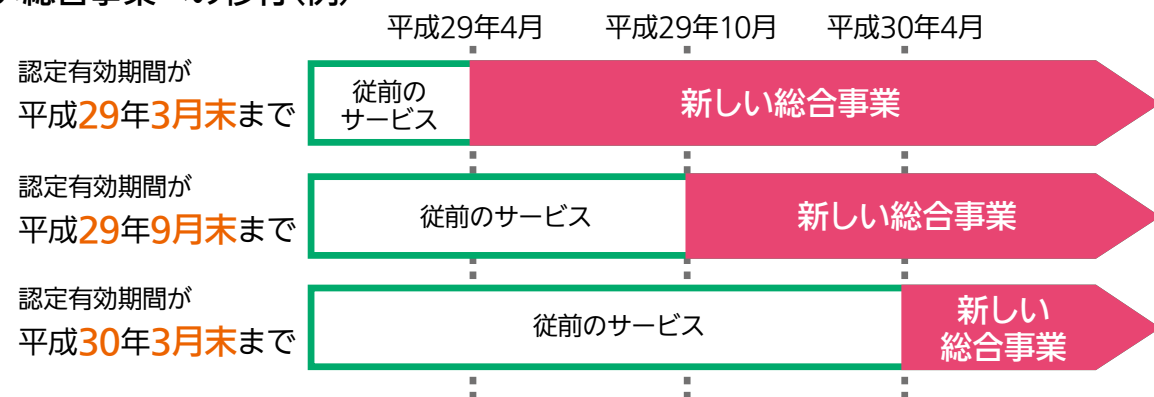


すでに要支援の認定を受けている方へ

●新しい総合事業への移行時期

平成29年4月以前に要支援認定を受けている方は、現在の認定期間満了日まで従前の介護予防(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)のサービスを利用できます。また、認定期間満了日以降も総合事業を利用したい方は、認定更新または基本チェックリストを受けていただき、順次新しい総合事業の利用へ移行します。

●新しい総合事業への移行(例)



黒石市地域包括支援センター 包括支援係
TEL : 0172-52-2111 (内線 : 530・531)

いつまでも自分らしい生活をするために

介護予防・

平成29年4月スタート

日常生活支援総合事業

利用の手引き



介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方
基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が対象

一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者が対象

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて介護予防・日常生活支援総合事業(以下新しい総合事業)と呼びます。

黒石市

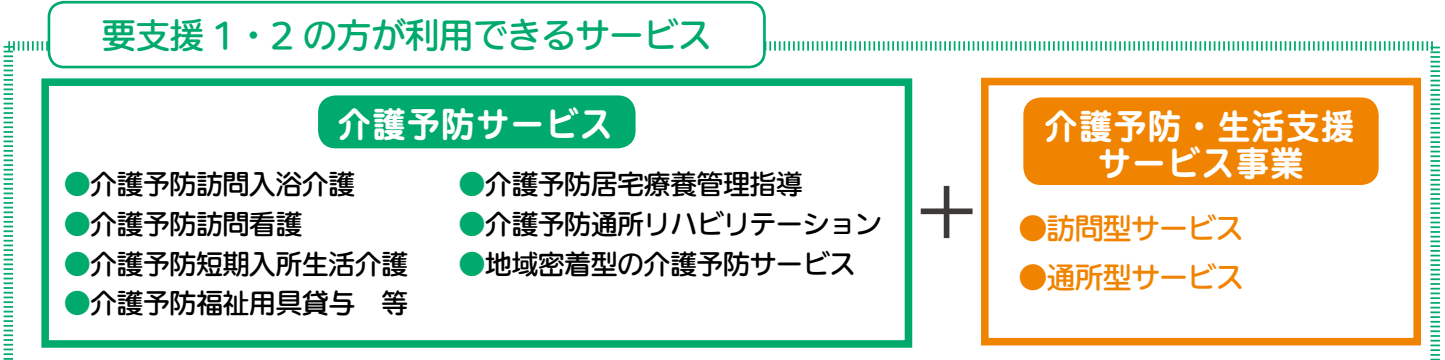
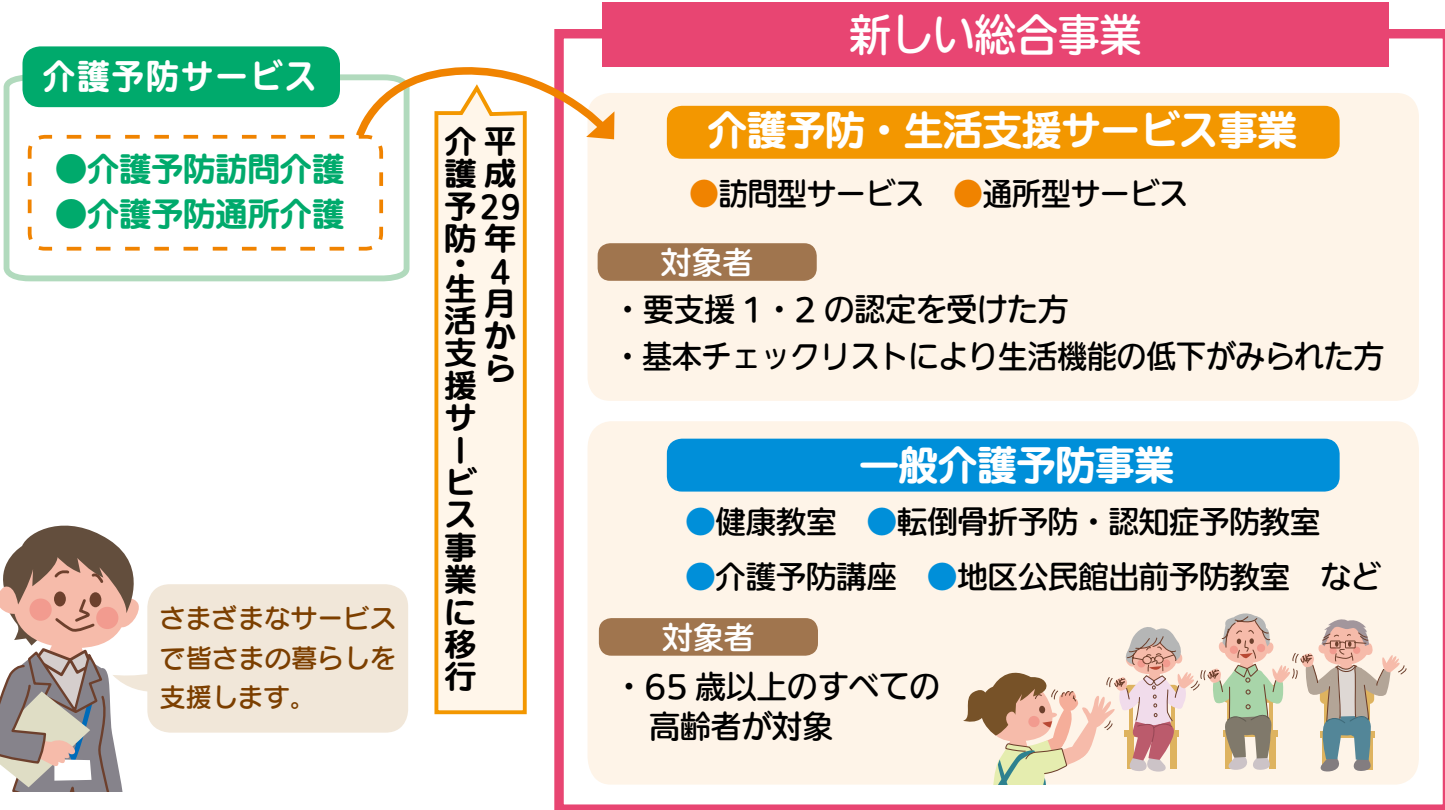
新しい総合事業を利用して自分らしい生活を続けましょう

新しい総合事業とは

新しい総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

新しい総合事業のポイント

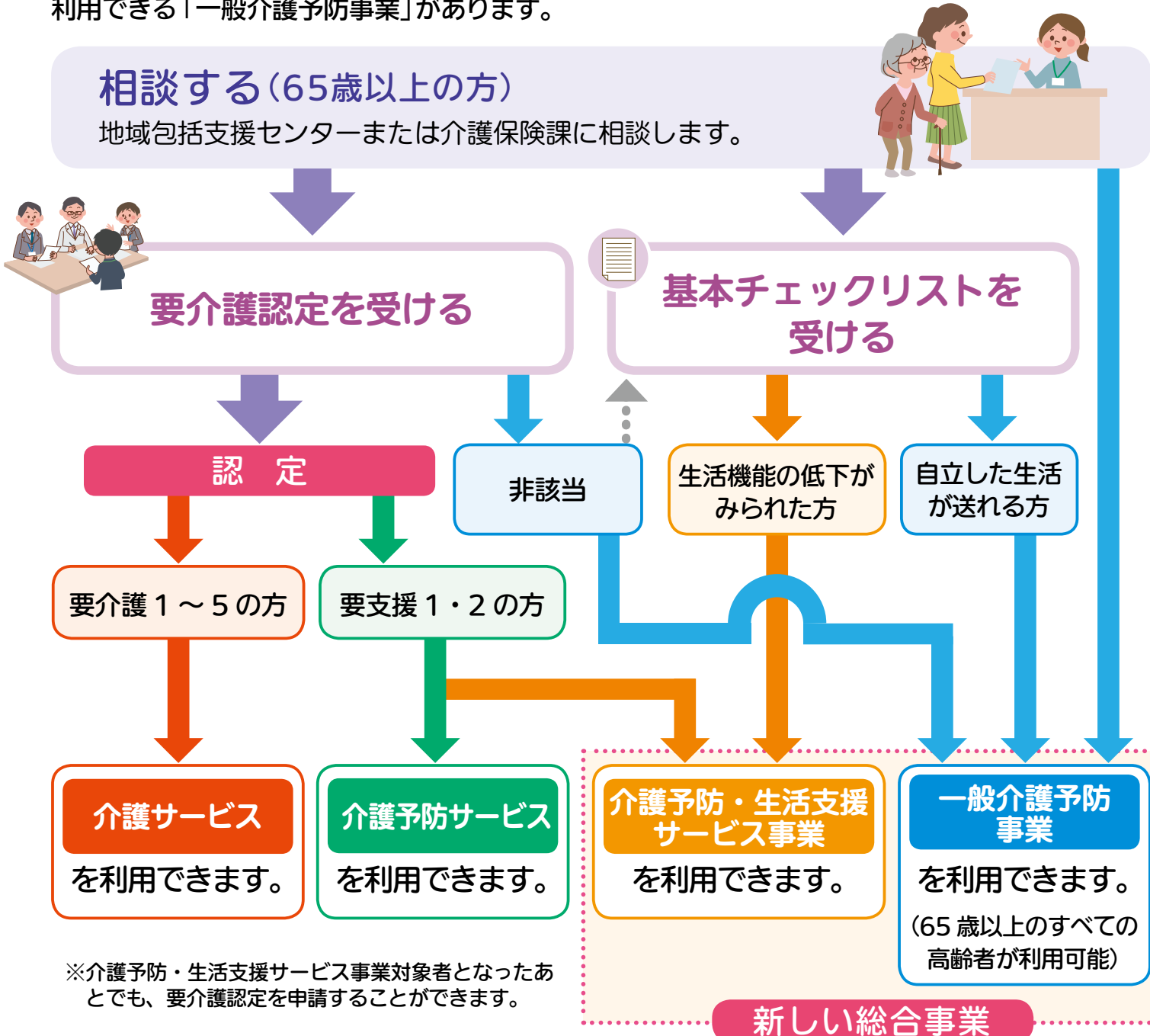
- **介護予防サービス** の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業** に移行します。
- **介護予防・生活支援サービス事業** のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判定だけで利用できます。(要支援認定は不要です)
要支援1・2の方は、**介護予防・生活支援サービス事業** と「介護予防訪問看護」、「介護予防通所リハビリテーション」などの **介護予防サービス** を利用できます。



※ただし、介護予防サービスの介護予防通所リハビリテーションと介護予防・生活支援サービス事業の介護予防通所介護相当サービスの併用はできません。

新しい総合事業 利用の流れ

新しい総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

